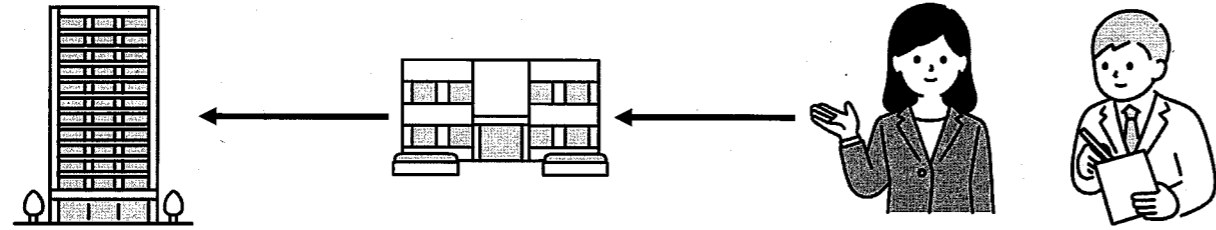


調査の流れ

貴事業所に統計調査員がお伺いします。
統計調査員は、必ず統計調査員証を携帯しています。

厚生労働省で集計・公表 都道府県庁 統計調査員による聞き取り



< 調査事項：7月分 >

常用労働者ごとの、
性別、通勤・住込みの別、家族労働者であるかどうかの別、
年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、年間の特別給与額

統計調査員はどんな人？

統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計を作成するため、統計調査員の質問にありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

調査の内容が他に知られることはないの？

統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法やその他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

調査の結果はどんなことに利用されているの？

調査の結果は、国民経済計算（GDP統計）の作成や小規模事業所で働く労働者に関する諸施策の企画・立案の基礎資料として役立てられています。

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査
イメージキャラクター「とくちゃん」



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 毎月勤労統計調査担当
電話：03-5253-1111（内線）7631, 7605

毎月勤労統計調査 特別調査の結果は、
厚生労働省のホームページにも掲載されています
URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



令和8年

事業所の皆さまへ

統計で今を「サーチ」、未来を「察知」

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

毎月勤労統計調査は、我が国の労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするため、常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている調査です。特別調査はこれを補うため、常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査で、原則2年間、同一の地域を調査します。

毎月勤労統計調査はその前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

どの事業所を調査するの？

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査に答える義務はあるの？

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされており、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられている一方、調査の従事者には秘密保護の義務が課せられています。

調査票の記入でご不明点がありましたら、お問い合わせください。

<毎月勤労統計調査 特別調査コールセンター>

フリーダイヤル 0120-014-360

※ 全国調査・地方調査コールセンターとのおかけ間違いにご注意ください。

設置期間：8月1日～9月30日（土日祝日を除く）

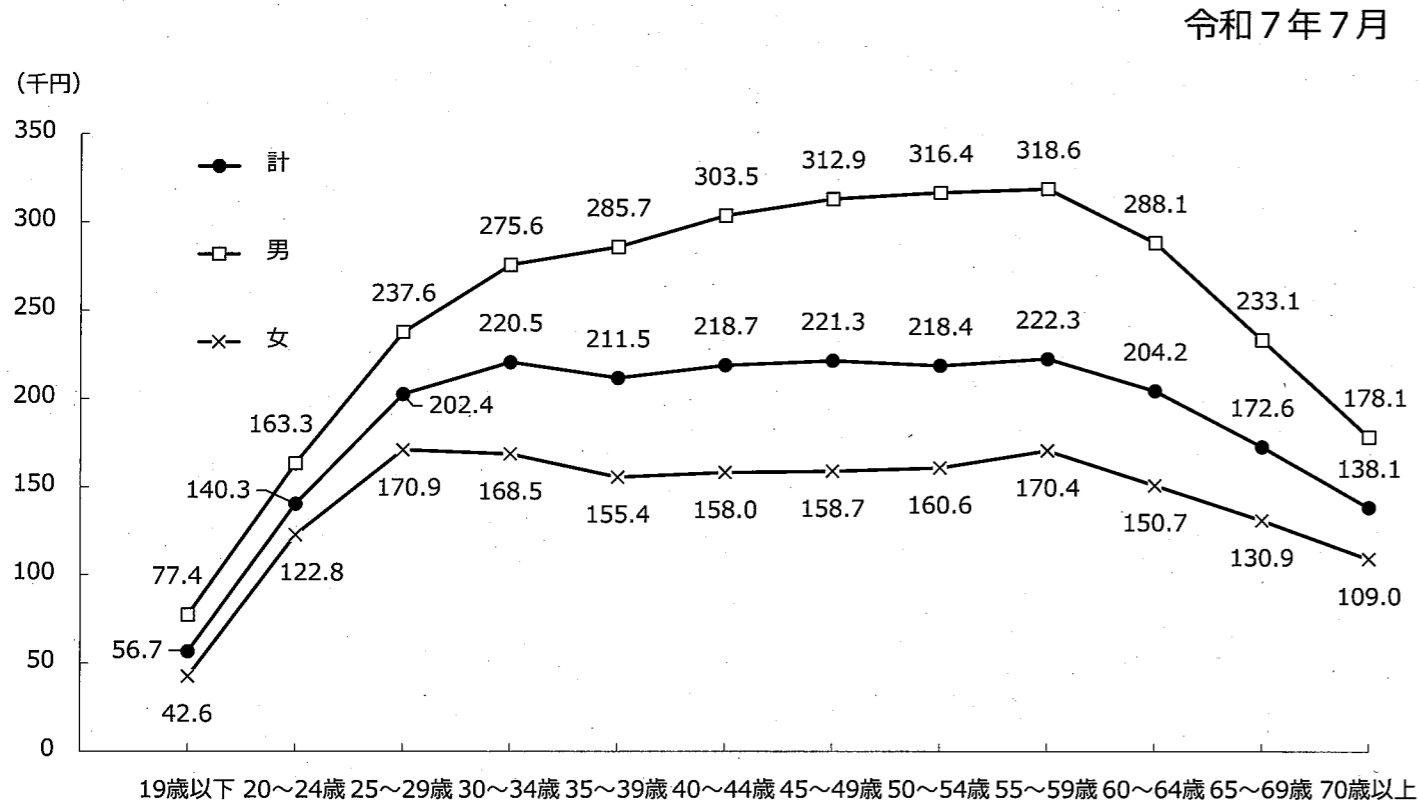
受付時間：午前9時～午後6時

そのほか個別のご相談は、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部統計課
電話（024）521-7147

毎月勤労統計調査 特別調査の結果

性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（産業計・企業規模1～4人）



現金給与額、実労働時間、出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（産業計・事業所規模1～4人）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾ 円	特別に支払われた現金給与額 ²⁾ 円	通常日1日の実労働時間 ¹⁾ 時間	出勤日数 ¹⁾ 日	勤続年数 ³⁾ 年	短時間労働者の割合 ³⁾ %
平成27年	191,269	216,965	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	227,206	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	227,457	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	235,684	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	247,634	6.9	19.8	12.0	30.9
2 ⁴⁾	-	-	-	-	-	-
3	199,902	253,157	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	258,268	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	261,317	6.8	19.1	12.6	31.7
6	209,086	273,380	6.9	19.2	12.8	31.4
7	215,585	310,784	6.8	19.3	13.1	31.4

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間及び出勤日数（産業計・事業所規模1～4人）

令和7年7月

都道府県	きまって支給する現金給与額 円	通常日1日の実労働時間 時間	出勤日数 日
全 国	215,585	6.8	19.3
北 海 道	233,763	6.9	20.2
青 森 県	205,225	7.0	20.7
岩 手 県	205,242	7.0	20.2
宮 城 県	229,271	7.0	19.6
秋 田 県	202,867	6.9	20.6
山 形 県	205,118	6.9	20.6
福 島 県	220,231	7.1	20.5
茨 城 県	203,859	6.8	19.0
栃 木 県	214,567	6.8	20.0
群 馬 県	205,500	6.7	19.6
埼 玉 県	227,791	6.9	19.4
千 葉 県	213,680	6.8	18.6
東 京 都	237,813	6.9	18.1
神 奈 川 県	221,360	6.7	18.1
新 潟 県	201,391	6.8	19.5
富 山 県	218,964	6.9	19.9
石 川 県	208,995	6.8	19.4
福 井 県	237,631	7.2	20.4
山 梨 県	209,214	6.8	18.8
長 野 県	210,721	6.8	19.2
岐 阜 県	218,166	6.7	19.4
静 岡 県	217,435	6.7	19.1
愛 知 県	234,237	6.8	18.9
三 重 県	210,643	6.8	18.6
滋 賀 県	205,831	6.8	18.4
京 都 府	211,770	6.8	18.7
大 阪 府	221,545	6.7	18.5
兵 庫 県	199,318	6.7	18.5
奈 良 県	187,954	6.6	18.0
和 歌 山 県	185,411	6.4	18.7
鳥 取 県	211,013	7.0	19.6
島 根 県	200,058	6.9	19.6
岡 山 県	219,806	7.1	19.6
広 島 県	218,837	6.9	19.7
山 口 県	206,827	6.8	19.5
徳 島 県	202,321	6.8	20.2
香 川 県	220,278	6.8	19.5
愛 媛 県	212,079	6.9	20.1
高 知 県	211,937	7.0	20.2
福 岡 県	210,622	6.8	19.6
佐 賀 県	220,895	7.1	20.5
長 崎 県	195,656	6.8	20.2
熊 本 県	204,127	6.8	19.4
大 分 県	196,762	6.9	19.6
宮 崎 県	192,011	6.9	20.4
鹿 児 島 県	192,302	6.8	19.4
沖 縄 県	187,282	6.7	19.9